

香川県広域水道企業団条例第2号

香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(報酬等の額)</p> <p>第3条 特別職の職員に支給する報酬の額は、<u>別表</u>に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>規則</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。</p> <p><u>別表</u>(第3条関係)</p> <p>略</p>	<p>(報酬等の額)</p> <p>第3条 特別職の職員に支給する報酬の額は、<u>別表第1</u>に定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、<u>別表第2</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。</p> <p><u>別表第1</u>(第3条関係)</p> <p>略</p> <p><u>別表第2</u>(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">日当(1日につき)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">食事料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">甲地方</th> <th style="text-align: center;">乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常勤の監査委員</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">14,800円</td> <td style="text-align: center;">13,300円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>日当は、内国旅行(本邦における旅行をいう。)のうち、出発地及び全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行以外の旅行の場合に支給する。</u></p> <p>2 <u>宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1備考に規定する甲地</u></p>	区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食事料(1夜につき)	甲地方	乙地方	非常勤の監査委員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
区分	日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)			食事料(1夜につき)						
		甲地方	乙地方										
非常勤の監査委員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円									

方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例(平成29年香川県広域水道企業団条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																	
<p>(給料)</p> <p>第3条 企業長等の受ける給料の額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 企業長等の受ける旅費は、<u>規則</u>に定めるもののほか、企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 企業長等の受ける給料の額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第5条 企業長等の受ける旅費は、<u>別表第2</u>に定めるもののほか、企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 略</p> <p><u>別表第1</u>(第3条関係)</p> <p>略</p> <p><u>別表第2</u>(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">日当(1日につき)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食事料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業長</td> <td>3,300円</td> <td>16,500円</td> <td>14,900円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>副企業長</td> <td>3,000円</td> <td>14,800円</td> <td>13,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 日当は、内国旅行(本邦における旅行をいう。)のうち、出発地及び全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行以外の旅行の場合に支給する。</p> <p>2 <u>宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</u></p>	区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食事料(1夜につき)	甲地方	乙地方	企業長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	副企業長	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
区分	日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)			食事料(1夜につき)											
		甲地方	乙地方															
企業長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円														
副企業長	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円														

(香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																	
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>規則</u>に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員 の例により支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、議会の議決により付議 された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案 調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の種目は、第1項の 規定にかかわらず、<u>鉄道賃、船賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当</u> とする。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 議会の議員が公務のため旅行したときは、<u>別表</u>に定めるもののほか、 費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員 の例により支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員が招集に応じて会議に出席した場合、議会の議決により付議 された特定の事件についての審査のための委員会に出席した場合又は議案 調査のための休会の日に登庁した場合に支給する旅費の<u>種類</u>は、第1項の 規定にかかわらず、<u>鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料</u>とする。</p> <p><u>別表（第3条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">日当（1日 につき）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">宿泊料（1夜につき）</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">食料（1 夜につき）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">甲地方</th> <th style="text-align: center;">乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">議長</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> <td style="text-align: center;">16,500円</td> <td style="text-align: center;">14,900円</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副議長及び議員</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> <td style="text-align: center;">14,800円</td> <td style="text-align: center;">13,300円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 <u>日当は、内国旅行（本邦における旅行をいう。）のうち、出発地及び 全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行以外の旅行の場合に 支給する。</u></p> <p>2 <u>宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に 関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地 方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿 泊したものとみなす。</u></p>	区分	日当（1日 につき）	宿泊料（1夜につき）		食料（1 夜につき）	甲地方	乙地方	議長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	副議長及び議員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
区分	日当（1日 につき）			宿泊料（1夜につき）			食料（1 夜につき）											
		甲地方	乙地方															
議長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円														
副議長及び議員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円														

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。